

放射線審議会の答申等について

令和2年2月12日
原子力規制庁

1. 放射線審議会の諮問及び答申について (略)

2. 放射線審議会の諮問・答申等の原子力規制委員会への報告について

これまでは、放射線審議会に係る諮問・答申及び意見具申について、情報共有の観点から、その都度原子力規制委員会に報告していた。

今後は、諮問・答申及び意見具申をとりまとめ、審議状況全般と合わせて、年に一回程度報告することとしたい。(原子力規制委員会の所掌する法令に関わるものについては、別途必要な報告を行う。)